

令和5年6月21日

岩手県県土整備部長 加藤 智博 様

盛岡市松尾町 17 番 9 号

(一社) 全国道路標識・標示業協会

岩手県協会長 小山内 章誠



要望書

【要望理由】

岩手県県土整備部におかれましては、当協会の活動に格別のご理解とご支援を賜っており、厚く御礼申し上げます。

私どもの協会は、道路標識、路面標示（区画線及び道路標示）の専門工事業であります。昭和51年の設立以来会員一致協力のもと、安全快適な道路交通の確保のために各種事業を行っております。

特にも、登録標識・路面標示基幹技能者、道路標識点検診断士、路面標示施工技能士等々の各種資格制度の普及を通じ、人材育成を推進しております。これらは、多数の専門的技術者を育成し、標識・標示業がより高度な技術力を有する業界へと発展することに資するものであるとともに、若い人材の確保が困難となりつつある現状を改善することにもつながると思っております。

さて、当面の課題として低価格入札があります。

現入札制度では条件が満たされれば自社施工体制が整っていない建設会社が、自社施工できる設備、技術・技能の有無に関わらず参加できる制度となっており、結果、低価格競争を招いております。

専用の区画線施工機械であるラインマーカー車(ペイント式区画線の施工機械)、溶解釜ニーダー車(熔融式区画線の施工機械)を保有していないなど、自社施工体制のない業者の落札が低下価格入札の一因となっております。

自社施工体制が整っていない建設業者が入札に参加した場合、路面標示の施工を本業とする私ども専門業者は、事業継続のため価格で対抗せざるを得ず、落札率が低くなり、県が掲げているダンピング防止にも抵触する懸念がある状態を招いております。

専門業者外の建設会社が入札した場合、やむを得ず下請契約を結び施工をしておりますが、利益は得られず、担い手の育成についても入札の見通しが不透明であることから、今一つ雇用に積極的に取り組めないという状況です。このままの安定した収益の確保ができない状態が続いた場合、事業継続が困難になる業者が出てくることも考えられます。

「一括下請け」の問題もあります。

落札した専門外の業者は、写真管理等は行っているのですが「一括下請け」には抵触しないようにみえますが、実際の施工に関しては実質的な関与が薄く、様々な工種がある工事であれば監督業務という位置付けに当てはまるかも知れませんが、専門工事で一つしか工種がない場合には監督業務より実施工業務の方がメインになると考えられ、「一括下請け」といった印象を受けております。

道路標識、路面標示は、道路管理者が管理、維持を行っている国道、県道、市町村道と、公安委員会が管理、維持を行っている規制標識、規制標示と切れ間なく連動性を持った交通インフラとして無くてはならない施設と考えております。

我々も各種資格取得時や講習会等を行い、推移して行く規格、規制などの情報を共有しその時々々に即した施設の設置を行っておりますが、やはり元請受注で施工計画段階から発注者側と直接係りを持ち、現場

管理をして行くことが何よりも一番の経験、知識の取得になります。

私どもの経営基盤は、道路標識、路面標示事業に大きく依存しており、企業責任として公共事業費を通じて税金を地域に再配分するという役割のほか、中小であっても持続的な賃上げを行わなければならないという実情があり、つきましては現下の事情をご賢察いただき、次に掲げる事項の実現について、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【要望内容】

1. 塗装（区画線）を主工事とした発注の促進について

舗装工事等他工事等との一括発注の抑制をお願いします。

工事の品質確保、将来への技術者・技術力確保のためには、区画線を主工事とした分離発注をしていただき、専門業者への発注の促進をよろしくお願いします。

2. 路面標示施工技能士（加熱ペイントマシンマーカール作業）の活用について

発注工事内容にペイント式区画線が含まれる場合は、入札条件である技能士の種類を、「路面標示施工技能士・加熱ペイントマシンマーカール」が必須資格となる記載をお願いします。

ご案内のとおり路面標示施工技能士は、溶融ペイントハンドマーカール作業と加熱ペイントマシンマーカール作業があり、いずれも単一等級です。

現在の入札参加資格は、「様式第3号 塗装工事及び防水工事自社施工体制届出書」「別紙5 自社施工要件の設定基準」の技能士の種類は、路面標示・溶融ペイントハンドマーカール、加熱ペイントマシ

ンマーカーが併記されており、どちらかの資格があれば工事内容に関わらず受注ができるとされています。

(区画線施工機械であるラインマーカー車、溶解釜ニーダー車の自社保有を条件とする「自社保有の区画線機械の使用」も追加条件として希望しています。今般は、技能士の資格での峻別をお願いしますのものです。)

ラインマーカー車の取り扱いは、特に専門性が高い為、発注工事内容にペイント式区画線が含まれる場合は、既存参加資格で求められる「様式第3号 塗装工事及び防水工事自社施工体制届出書」で配置する職長は、「路面標示施工技能士(加熱ペイントマシンマーカー工事作業)」として、自社保有機械との連動性を高めることができますよう、条件の追加をよろしくお願いします。

3. 標識工事、保守点検事業における「道路標識点検診断士」の活用について

当協会本部(東京)におきましては、道路標識及び路面標示等に関して、専門技術者の育成に努めてきたところですが、平成31年1月31日付で「道路標識点検診断士」国土交通省の審査を経て、下記のとおり技術資格として登録されております。

(参考) 公共工事に関する調査及び設計等の品質管理に資する 技術者資格登録簿

【資格名称】	【施設分野】	【対象業務】	【登録番号】
道路標識点検診断士	小規模付属物	点検	品確技資第287号
道路標識点検診断士	小規模付属物	診断	品確技資第288号

※小規模付属物は、門型標識以外の道路標識が対象となります。

この資格保有者は、道路標識の点検・診断業務に関する知識・技術を有するのみならず、道路標識の設計、施工、維持管理業務の実務に

も精通し、豊富な経験を有するなど、老朽化対策の一環として実施される道路標識の点検・診断においても、その担い手として十分な活躍が期待できる専門技術者です。

つきましては、道路標識の点検・診断業務において、当該資格保有者の積極的な活用を図るとともに、設計図書・入札説明書等への明示などが講じられますよう、よろしく申し上げます。